

## 第2次和光市産業振興計画策定業務

### 委託事業者選定プロポーザル実施要領

#### 1 趣 旨

和光市産業振興計画策定業務委託の実施に向けて、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

#### 2 事業内容

- (1) 業務名 第2次和光市産業振興計画策定業務
- (2) 概 要 和光市産業振興協議会及び計画策定部会の運営支援、産業振興計画の策定業務支援（調査の実施・分析及びコンサルティング）及び計画書作成業務（印刷・製本・データ作成）。
- (3) 内 容 業務の詳細については、別紙「第2次和光市産業振興計画策定業務委託仕様書」に定めるとおりとする。

#### 3 履行期間等

契約締結日～令和4年3月31日（計画書の完成）

#### 4 参加資格

- (1) 和光市の登録業者であること。
- (2) 産業振興に関する行政計画の策定及びコンサルティング業務に関して、他区市町村での受託実績を有し、当該事業を確実に履行できること。
- (3) 次に掲げる事項に該当する場合は、参加できないものとする。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - イ 当市から指名停止を受けている者
  - ウ 会社更正法に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
  - オ その他法令等に違反しない事業者であること。

#### 5 スケジュール

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 実施要領の公表           | 令和3年2月10日（水）       |
| (2) 質問書の受付期限          | 令和3年2月16日（火）午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答          | 令和3年2月18日（木）       |
| (4) 参加申込書・企画提案書等の提出期限 | 令和3年3月 1日（月）午後5時まで |
| (5) 一次審査結果通知送付        | 令和3年3月 4日（木）       |

- (6) 二次審査（プレゼンテーション等の実施）令和3年3月10日（水）午後
- (7) 結果通知 令和3年3月16日（火）予定

## 6 審査及び業者選定

- (1) 委託事業者選定に係る審査については 第2次和光市産業振興計画策定業務委託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）が別に定める評価基準により、一次審査及び二次審査による評価を実施し、優先交渉権者を選定する。

### ①一次審査（書類審査）

提案者が提出した書類にもとづく書類審査を実施し、二次審査対象者を得点の高い順に4者を選定するものとする。ただし、提案者が4者以下の場合は、選定を省略する。

### ②二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答による審査、書類審査）

一次審査を通過した提案者によるプレゼンテーション及び提案に対する質疑応答、提出書類について審査を実施する。なお、提案者が1者のみの場合であってもプレゼン等は実施する。

ア プロポーザルにおいて、提出書類の内容及びプレゼンテーションによる補足説明と提案内容に係る見積額を評価し、最も優れた提案者を選定する。

イ プロポーザルの趣旨から、要求仕様を満たし、計画策定業務への効果的な支援に関する提案及び和光市の特性を踏まえた施策を導出するための調査に関して独自性、効果性に優れた提案に対する評価を重視するものであるが、提案内容に見合った費用であるかどうかについても評価項目とする。

### (2) 候補者の決定

委員会は、二次審査においてプレゼンテーション及び企画提案書、見積書等の総合評価を行い、本事業に最も適した提案者を候補者として決定し、選定結果に意見を付して市長に報告する。

市長は、委員会の意見を踏まえて候補者を委託事業者として決定する。

### (3) 結果の通知

審査結果は、すべての参加事業者に文書で通知する。また、審査経過、評価内容及び委員会の意見については、いかなる問合せにも応じない。

## 7 契約の締結

委託契約期間は、契約日から令和4年3月31日までとし、6により候補者と決定した者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、委員会による選考結果に基づき、評価点の高い者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

## 8 参加手続及び提出書類

- (1) プロポーザル実施要領及び業務委託仕様書、参加申込書の交付について

### ア 交付期間

令和3年2月10日（水）から2月26日（金）までの日（祝祭日、土、日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで。

### イ 交付場所

埼玉県和光市広沢 1 - 5  
和光市市民環境部産業支援課  
電話 048-464-9114 (担当直通)

※和光市ホームページからダウンロード可能

(2) 企画提案書等の提出について

ア 本プロポーザルに参加を希望する者は、(1)で交付する、参加申込書、企画提案書(添付書類を含む)及び見積書を作成し、郵送又は持参により、提出すること。

※企画提案書及び見積書の記載に関する詳細は(5)を参照。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和3年3月1日(月)午後5時まで。

(3) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 会社概要書(様式2)

ウ 業務実績調書(様式3)

エ 配置予定者調書(様式4、5)

オ 企画提案書(様式6)

カ 見積書

(4) 提出部数

ア 参加申込書(社印及び代表者印を捺印すること) 1部

イ 企画提案書等(様式2~6)

・正本 1部(社印及び代表者印を捺印すること)

・副本 6部(捺印不要)

ウ 見積書(様式自由)

下記に示す内容を記載した見積書に表紙を付けて正本を1部(表紙に社印及び代表者印を捺印すること)と副本1部(捺印不要)提出すること。

(注)すべての提出書類は返却しない。

(5) 企画提案書及び見積書の記載要領

ア 企画提案書

企画提案書には、以下の項目を提案すること。(様式は任意とし、ページ数等の制限は設けない。)

(ア) 本業務を実施するにあたっての基本的な考え方

(イ) 和光市の現状についての認識

(ウ) 調査(基礎調査・事業者調査・市民調査)の実施方法

(エ) 産業振興計画案の作成に向けた進め方や工夫

- (オ) 産業振興協議会及び計画策定部会の運営支援（オブザーバー出席及び会議録作成）に関する考え方及び工夫
- (カ) 成果物（計画書及び資料）作成に関する工夫
- (キ) 計画策定に関するコンサルティング業務に関する考え方
- (ク) 本業務の実施体制
- (ケ) 業務スケジュール
- (コ) その他

#### イ 見積書

見積書には、次の区分ごとに消費税を含む金額を記載すること。

- (ア) 産業振興協議会及び計画策定部会運営支援業務
- (イ) 調査業務
- (ウ) 計画策定支援業務（コンサルティング）
- (エ) 計画書作成業務（編集・印刷・製本）

### 9 質疑応答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、以下により質疑を行うこと。なお、提出期限後の質問、電話での質問などについては、受付けないものとする。

#### (1) 提出方法

質疑がある場合は、担当課あてに質問書（様式7）を電子メールで質問内容を送信すること。なお、電子メール送信の際は、タイトルを「和光市産業振興計画策定業務委託（社名）」とすること。

#### (2) 提出期限

令和3年2月16日（火）※午後5時までの受信を有効とします。

#### (3) 回答方法

電子メールにより随時個別に回答します。（ただし、必要に応じて、和光市ホームページにも公開する場合があります。）

#### (4) 回答日

令和3年2月18日（木）

### 10 プレゼンテーション

企画提案書の内容を具体的に説明する場として、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

#### (1) 期日

令和3年3月10日（水）午後

#### (2) 場所

和光市役所3階 庁議室

#### (3) 内容

ア プレゼンテーションの時間は準備及び片付けを含め35分以内とする（準備5分、説明15分、質疑応答10分、片付け5分）。

イ 貴社からのプレゼンの参加者は、3人以内とする。

- ウ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を用意すること。ただしプロジェクターはプレゼンテーション会場に用意がある。
- エ 当日の説明資料がある場合は、7部用意すること。
- オ あいさつ、会社紹介等も説明時間に含めるので、形式的なものは省略して構わない。

#### 11 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 本要領及び要求仕様書の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明なもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合。
- (7) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと委員会が認める場合。

#### 12 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (4) 業者決定後、委員会は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。さらに、委員会では選考された企画提案書を元に仕様書を作成できるものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、和光市産業振興計画策定業務の委託事業者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) プロポーザルに参加することにより知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (7) 審査経過及び結果に対する意義申し立て等には一切応じない。

#### 13 対応窓口

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢1-5

和光市市民環境部産業支援課

産業育成支援担当

電 話 048-464-9114（担当直通）

F A X 048-464-1192

eメール c0300@city.wako.lg.jp